

高浜3、4号機差し止め仮処分の決定全文

⑤面から続く

3 争点3 (耐震性能) につ

(1) 前提事実および前記と
おり、福島第一原子力発電所の
重大な事故が起因して、原子力
に関する行政官庁が改組され、
原子力規制委員会が設立され、
新規規制基準が策定されたもの
で、新規規制基準は従前の規制
より厳格なものである。新規指
針(旧指針)および新規指針の上
に改善が図られている。当該指
針(旧指針)と前記1のとおり、本件各原発
の運転のための規制が具体的に
どのように強化されたか、関電が
どのように主張したかについて
関電において主張および説明を
尽くすべきである。

(2) このよう観点から、
関電の提示する耐震性能の考
え方について検討する。敷地
に震源を特定して算定する地
震動を算定する方法自体は、従
前の規制から引き継いで採用さ
れている方法であるが、これを
主たる考慮要素とするのであ
れば、現在の科学的知見の到達
点として、ある地点(敷地)に
影響を及ぼす地震を発生させる
可能性がある断層の存在が相当
程度確実と知られていることが
前提となる。そして、関電は、
関電の調査の中から、本件各
付近の既知の活断層の15個の
うち、FOA、FOB、熊川
断層および上林川断層を最も危
険なものとして取り上げ、かつ
これらの断層については、その

評価において、原子力規制委員
会における審査の過程を踏ま
え、運動の可能性を高め、ま
たは断層の長さをも長めに設
定したとする。しかしながら、
調査が海底を含む周辺領域全
てにおいて徹底的に行われたわ
けではなく、地質内部の調査を
外部から徹底的に行ったと評価
することは難しい。それが現
在の科学技術力では最大限の調
査であったとすれば、その調査
の結果によっても、断層が運動
して動く可能性を否定できず、
あるいは未端を確定的に定めら
れなかったものであるから、こ
のような評価(運動想定、長め想
定)をしたからといって、安全余
裕を確保したといえるものでは
ない。また、海域にあるFOB断
層の西端が、関電主張の地点
と一致していることについては、
原子力規制委員会に対しては
どこまでか、当該裁判所には
十分な資料は提供されていない
。関電は、当該裁判所の審理の
終了直前である2016年1月
になって、説明資料を提供する
もの。この資料によっても、上
記の事情(西端の終り地点)は不
明であるといえるを得ない。

(3) 次に、関電は、このよ
うに選定された断層の長さによ
りて、その地震力を想定する
ものとして、応答スペクトル
(震源との距離から計算され
た地震の揺れの推計結果)の
算定の前提として、松田式を
採用している。松田式が地震規模
の想定に有益であることは当該
裁判所も否定するものではない
が、松田式の基となったのは、
わずか14地震であるから、このサ
ンプル量の少なさを考慮する
科学的に真論のない公式と考
えることはできず、不確定要素
を多分に有するもの現段階にお
いては、一つのよりどころとして
得る資料とみるべきものである。
したがって、新規規制基準が松田
式を基に算定されたこと、安全側
に換算するものであるとして
も、それだけでは不合理な点か
ないとはいえないのであり、相
当な根拠、資料に基づき主張お
よび説明をすべきところ、松田
式が想定される地震力のおおよ
び最大と与えるものであること
を十分の資料は、関電は、
また、関電は、応答スペクトル
の算定過程において耐震式(電
力業界が独自に策定した、震源
との距離などから地震の揺れの

強さを推計する手法)を用い、近
年の内陸地殻内地震に関して、
耐震スペクトル(耐震式で得ら
れた応答スペクトル)と実際の
観測記録の乖離(乖離)によるも
のであると主張するが、そのよう
な乖離が存在するのであれば、
耐震式の与える応答スペクトル
が最大値に近いものであること
を裏付けることができていない
か、疑問が残るところである。
なお、関電は、耐震スペクトル
の算出に当たっては、基本ケ
ースのみならず、傾斜角75度ケ
ース、アスペリティー塊ケ
ース、アスペリティー塊・傾
斜角75度ケースの応答スペク
トルを算定しているが、各ケ
ースの応答スペクトルは、互に
似通っており、ケースを異なら
せることによりどの程度の安全
余裕が形成されたかを明らかに
し得ていない。関電の検討結果
については、最大加速度(水平)
の700gが最大であったとい
うのであるから、FOA、FOB
断層の3運動(傾
斜角75度ケース)の応答スペク
トルを超過することが想定すべ
きことになるが、以上の疑問点を
考慮すると、基礎地震動S₁
の水平加速度700gをもって
十分な基礎地震動としてよい
か、十分な主張および説明がさ
れたといえるべきでない。

断層モデルを用いた手法によ
る地震動評価結果を踏まえた基
礎地震動については、関電は、
結果的に、応答スペクトルに基
づく基礎地震動を超過するもの
が得られなかったとしているが、
関電のいう地震といつても、
物理現象としての「最も確か
らしい姿」とは、起り得る地震
のどの程度か(状況を含む)と
あるのかを明らかにしていない
し、起り得る地震の標準的平
均的な姿よりも大きくなるよう
な地域性が存在する可能性を示
データは特段得られていないと
主張に至っては、断層モデル
において前提とするパラメータ
が、本件各原発の敷地付近と全
く同じであることを意味するこ
とは考えられず、採用している
べきでない。(2) 争点5(テロ対策)に
ついて
関電は、テロ対策について
も、通常想定し得る第三者の不
法侵入等については、安全対策
を採っていることが認められ
一応、不法侵入の結果安全機能が
損なわれるとはいえない。も
っとも、大規模テロ攻撃に対し
て本件各原発が有効な対応策を
有しているといえるかは判然と
しないが、これについては、新
規制基準によって対応すべき範
疇(はんちゆう)を越えるとい
うべきであり、このような場合
は、わが国の存立危機に当たる
場面であるから、他の関係法令
に基づき国によって対処される
べきものである。また、それが期
待できる。したがって、新規規
準によってテロ対策を講じる
おそれは一応ないといえる。

(3) 争点6(避難計画)に
ついて
本件各原発の近隣地方公共団
体においては、地域防災計画を
策定し、過酷事故が生じた場合
の避難経路を定め、広域避難の
あり方を検討しているところ
である。これらは、関電の義務
として直接に問われるべき義務
ではないものの、福島第一原子力
発電所事故を経験したわが国民
は、事故発生時に影響の及ぶ範
囲の圧倒的な広さとその避難に
大きな混乱が生じたことを知悉
(しじゆう)している。安全確保対
策としてその不安に配慮するた
めにも、地方公共団体個々による
よりの、国家主導での具体的で
可視的な避難計画が早急に策定
されることが必要であり、この
避難計画をも視野に入れた幅広
い規制基準が望まれるばかり
か、それ以上に、過酷事故を経
た現時点においては、そのよう
な基準を策定すべき義務上の
義務が国家には発生している
といえる。このようではないであ
らば、関電は、万一の事故
発生時の責任は誰が負うのかを
明瞭にせよととも、新規規制基
準を満たすとともに、新規規制
計画、その外延を構成する避難
計画を含んだ安全確保対策にも
意を払う必要があり、その点に
不合理な点がないかを相当な根
拠、資料に基づき主張および説
明する必要があるものと史料
(しりょう)による。

(4) 争点7(保全の必要性)
について
本件各原発のうち3号機は、
今年1月26日に再稼働し、4号
機も、2月28日に再稼働した
から、保全の必要性が認められ
る。以上の次第で、住民の申し
立てによる保全命令は認められ
ることとなる。住民の申し立
てによる保全命令は認められ
る。住民の申し立てによる保全
命令は認められることとなる。

高浜原発3、4号機差し止め仮処分の決定全文

7月22日	4号機が停止、定期検査入り
8月 2日	再稼働差し止めを求め、滋賀県の住民らが大津地裁に仮処分申し立て(仮処分1回目)
2月20日	3号機が停止、定期検査入り
7月 8日	原発の新規制基準施行。関電が3、4号機の審査を規制委に申請
12月24日	運転差し止めを求め、滋賀県の住民らが大津地裁に提訴(本訴訟)
11月27日	大津地裁が再稼働差し止めの仮処分申し立て(1回目)を却下
12月 5日	福井県の住民らが福井地裁に仮処分申し立て
1月30日	滋賀県の住民が大津地裁に再度の仮処分申し立て
2月12日	規制委による適合性審査に適合
4月14日	福井地裁が再稼働を認めない仮処分決定
17日	関電が福井地裁決定に異議申し立て
12月 3日	高浜町長が再稼働に同意
22日	福井県知事が再稼働に同意
24日	福井地裁異議審で差し止め仮処分決定を取り消し
1月29日	3号機が再稼働
2月20日	再稼働準備中の4号機で1次冷却水漏れ
26日	4号機が再稼働
29日	4号機が緊急停止
3月 9日	大津地裁が運転差し止めを認める仮処分決定

高浜原発3、4号機差し止め仮処分の決定全文